

八王子市都市公園指定管理者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 市立公園及び公園施設の管理を行う指定管理者の選定を、公正かつ適正に実施するため、八王子市都市公園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、都市公園の指定管理者の選定に関する次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 応募書類の審査、評価に関すること
- (2) 候補者の選定に関すること
- (3) その他

(組織)

第3条 選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市民・利用者を代表する委員 2名
- (2) 学識経験を有する委員 3名

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2. 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2. 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。
3. 選定委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、まちなみ整備部公園課において処理する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年7月15日から施行する。